

産業廃棄物収集運搬業許可証

複写

住 所 秋田県男鹿市船越字内子294番地

氏 名 男鹿清掃興業株式会社

代表取締役 榎山 祐也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許 可 の 年 月 日 令和3年12月6日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和8年12月4日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を含む。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（積替・保管を含む。また「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、イ 紙くず、ウ 木くず、

エ 繊維くず、オ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、

カ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、

キ がれき類 以上7品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 取り扱う産業廃棄物の種類（積替・保管を除く。また「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、エ 動植物性残渣、

オ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、

カ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上6品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地 秋田県男鹿市船越字内子294番地1364、2019

（面積及び産業廃棄物の種類については別記1のとおり）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和61年12月5日 新規許可

平成3年12月5日 更新許可

平成8年12月5日 更新許可

平成13年12月5日 更新許可

平成18年12月5日 更新許可

平成23年12月5日 更新許可

平成28年12月5日 更新許可

令和 3 年 12 月 6 日 更新許可

令和 4 年 12 月 26 日 変更届出（役員の変更）

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

別記1

(1) 産業廃棄物の保管は(2)の場所で行うこと。

(2) 施設の種類、設置年月日、面積、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	面積	所在地
積替保管施設 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) (平成18年12月5日 許可)	保管面積 149.792m ² 保管容量 109.056m ³ 保管高さ 1.25 保管上限 ———	秋田県男鹿市船越字内子294番地1364、2019